見積合せの実施について

下記のとおり見積合せを実施します。

記

1 見積合せに付する事項

(1) 件名 : 政府所有外国産米穀(加工原材料用及び繊維製品染色糊製造用

(以下「染色糊用」という。)) の販売

(2) 応札数量 : 買受資格者から提出された「MAタイもち精米の令和8年4月

~7月期需要分引渡場所別買受希望書(様式1)」の記に記

載された買受申込数量による。

(3) 引取期限 : 令和8年7月末日(ただし、同日が引渡場所となっている倉庫

業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。)

(4) 見積合せ方法 : 見積合せは、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代

込みの1トン当たりの単価にて行うものとする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項 次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)に基づく加工原材料用米又は染色糊用の有資格者であって、「MAタイもち精米の令和8年4月~7月期需要分引渡場所別買受希望書(様式1)」を国に提出したものであること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 食料安定供給特別会計(食糧管理勘定)事業用物品競争契約指名停止等措置要領 (平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知)に基づく指名停止を受け ている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。
- 3 見積合せの実施に係る関係書類の交付の場所、期間及び時間
- (1) 場所:東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水產省農產局農產政策部貿易業務課契約第1班

電話: 03-6744-1353 FAX: 03-6744-1391

農林水産省農産局のウェブサイト(入札・定例販売情報)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/notice/seifumai_teirei_1.html

(2) 期間:令和7年10月20日(月)から10月30日(木)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1

条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(3) 時間:10時から17時まで(10月20日(月)は15時から)

4 政府所有米麦情報管理システムの利用

本案件は、政府所有米麦情報管理システムで行う。なお、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準(平成20年4月1日付け19総合第2065号総合食

料局長通知。)第3の2の(1)のアから工までに掲げる事由により政府所有米麦情報管理システムによることができない場合等は、紙によることができる。

- 5 見積合せの場所、日時
- (1) 場所:東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課
- (2) 別紙買受見積書(様式2)の受付締切日時
 - ア 政府所有米麦情報管理システムを利用する場合 令和7年10月31日(金)13時00分
 - イ 紙による見積合せの場合
 - (ア) 持参する場合 令和7年10月31日(金)13時00分
 - (イ) 送付する場合 令和7年10月30日(木)17時00分 必着 なお、郵送の場合は、特定記録等、記録が残る方法により、送付すること。
- (3) 開札日時

令和7年10月31日(金)13時00分

- 6 紙による見積合せの買受見積書の提出場所及び提出方法
 - (1) 買受見積書(以下「見積書」という。)在中の封筒には、見積件名「政府所有外国産米穀(加工原材料用又は染色糊用)販売に係る買受見積」と記載するとともに、初度見積の見積書には「1回」と、再度見積の見積書には「2回」と、再々度見積の見積書には「3回」、以下、最高「10回」と回数がわかるよう記載して提出するものとする(見積書の提出は10回(枚)まで可能)。

また、当該封筒には、見積合せ参加者の名称を記載するものとする。

(2) 見積書の提出場所

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

- 7 見積合せの無効又は取消し
- (1) 見積合せ参加資格のない者のした見積合せ及び見積合せに関する条件に違反した見積合せは、無効とする。
- (2) 申込価格に円未満の端数を付した見積合せは、無効とする。
- 8 買受者の決定方法

見積合せ参加者から提出のあった見積書において、売渡予定価格以上の見積書を提示した見積合せ参加者を買受予定者として決定する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、在庫地を踏まえ調整した受託事業体と売買契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

契約者の名称及び契約数量を農林水産省のホームページに掲載し、公開するものとする。

11 現品の受渡方法

「MAタイもち精米の令和8年4月~7月期需要分引渡場所別買受希望書(様式1)」に記載の引渡(買受)場所周辺保管倉庫での在姿販売とする。

12 同意事項

買受予定者は、次の全ての事項に同意すること。

- (1) 1MTフレコンのみでの引渡しであること。
- (2) 引渡数量は平均量目であること。
- (3) 見積合せの申込数量と実際の引渡数量は、申込数量の5%の範囲で増減する場合があること。
- (4) 引取期限(令和8年7月末日)までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、
 - ① 不履行が判明した時点で次回の見積合せに参加できないこと。
 - ② 政府所有米穀の買受資格を停止又は取消す場合があること。
- (5) 販売予定米穀の異物の混入限度等は、農産物規格規程(平成13年2月28日農 林水産省告示第244号)第2の2の(3)のハ(ル)によるが、実際の販売米穀の異物 の混入については、販売ロット等により差が生じる。
- (6) 不可抗力による積来船の到着遅れや販売予定米穀の品質損傷等による損害が生じた場合であっても国及び受託事業体は責任を負わないこと。
- 注)農林水産省は、政府所有米穀の安全性を確保するため、販売直前にカビの混入がないか確認するとともに、カビ毒に関しては、試料を採取し、食品衛生法上等問題がないことを確認しています。https://www.maff.go.jp/j/seisan/boeki/beibaku_anzen/kabikabi_doku_kensa_survei_llance.html

13 その他

(1) 買受予定者が本件販売に係る契約を締結しないときは、基本要領に基づき政府所有米穀の買受資格の停止又は取消しをする。

なお、見積合せから契約までの期間に別添「政府所有米穀取扱い基本契約書 (案)」が変更される場合がある。

よって、「政府所有米穀取扱い基本契約書(案)」の変更により、買受予定者に不利益が生じることが明らかな場合で、買受予定者から申出があった場合に限り、当該買受物品について、契約を締結しないことを認めることができる。

(2) 本内容に記載なき事項は、見積合せ説明書による。

令和7年10月20日

(問い合わせ先)

所在地:東京都港区海岸1-14-22

受託事業体名: N X グループ N X 商事株式会社 物流商品・機器部

担当:白木・十文字

電話:050-3490-6920/6928

所在地:東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 21 階

受託事業体名:伊藤忠食糧株式会社 米穀本部

米穀戦略部 加工業務課

担当:南、竹内、飯塚 電話:03-5771-7270

所在地:東京都中央区日本橋小網町 16-15

受託事業体名:株式会社神明 農産部受託事業体チーム

担当: 久保田、中尾 電話: 03-3666-3506